

10月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和6年10月30日（水）
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第19号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について
・・・資料1（教育総務課）
 - 日程第5 議案第20号 令和7年度小学生すくすくウォッチの参加について
・・・資料2（学校教育課）
 - 日程第6 議案第21号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則及び藤井寺市立公民館条例施行規則の一部改正について
・・・資料3（生涯学習課）
 - 日程第7 議案第22号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則、藤井寺市立テニスコート条例施行規則及び藤井寺市立運動広場条例施行規則の一部改正について
・・・資料4（スポーツ振興課）
 - 日程第8 報告第20号 教育委員会の後援名義等使用について
・・・資料5（教育総務課）
 - 日程第9 その他報告事項 市民マラソン大会について
・・・資料6（スポーツ振興課）
- 4 出席委員

教育長	見浪 陽一
教育委員（教育長職務代理者）	足立 義幸
教育委員	富山 昌克
教育委員	原 明子
- 5 教育部出席者

教育部長兼次長	大山 哲也
教育監	寺田 剛
教育総務課長	中村 真也
生涯学習課長	杉多 克一
学校教育課長	岸 廣幸
文化財保護課長	新開 義夫
スポーツ振興課長代理	曾田 泰秀
図書館長	國頭 順子
- 6 欠席

教育委員	永井 由美子
------	--------
- 7 書記

教育総務課	田名出 隆行
-------	--------
- 8 傍聴者 0人

午後 4 時 0 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○見浪教育長

皆さん、こんにちは。それでは、10月定例教育委員会議を始めます。

はじめに、本日の会議録の署名委員ですが、富山委員よりお願いいたします。

続きまして、前回令和6年9月30日の定例教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告を行います。

去る10月11日に藤井寺市議会の令和6年第2回臨時会が開催されました。案件は、教育委員会の関係で、令和5年度に取得しました小学校教師用教科書と指導書について、購入価格が2,000万円を超えていて、本来であれば地方自治法第96条第1項第8号、それから藤井寺市議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条におきまして、購入前に議会の議決を経る必要があったのですが、それをせずに購入したということがございました。それで臨時会を開いていただいて、追認いただく議案を上程の上、議決をいただいたということがございました。今後このような事案が発生しないようにということで、市民の皆様にはお詫びを申し上げますとともに、再発防止に全力をあげていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、10月24日に決算特別委員会が開催されました。こちらは令和5年度の藤井寺市の一般会計決算についての承認をいただくということでして、委員会としての承認の採決をいただいて、今後は本会議で報告の上、承認をいただくという段取りになっていきますので、よろしくお願いいたします。

教育長報告については、以上でございます。

それでは、会議次第に従いまして、議事に入ります。本日は議案が4件、報告事項が1件、その他報告事項が1件でございます。

それでは最初に、議案第19号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について審議をお願いします。

この件につきましては、まず10月4日に学識経験者として本市の自己点検評価についてご意見をいただきたく、四天王寺大学教授の福本先生にお越しいただき、本市で作成しました点検・評価に関する報告書について、ご説明させていただきました。

その後、点検・評価の内容を検討いただき、ご意見については報告書の67ページから79ページに掲載させていただいておりますが、本日はそちらについて改めてご説明いただき、委員の皆様からご意見を頂戴する形となっております。

それでは先生よりよろしくお願いいたします。

○福本評価委員

皆さまこんにちは。四天王寺大学の福本でございます。平素は本学の学生が教育実習やインターンシップで大変お世話になっております。ありがとうございます。

また、本日はこういうお役目をいただきまして、これからお時間を頂戴いたしまして、藤井寺市教育委員会の点検評価に関する報告書に関する意見を述べたいと思っております。よろしくお願いいたします。

さて、教育行政が担う課題は多種多様かつ複雑になる一方です。近年はどこの市町村も財政難であると聞き及んでおりますが、その中で御市におかれましては、優先順位をつけて丁寧に教育行政にお取り組みいただいていると思います。

時間の都合上、意見書の要旨のみを申し述べさせていただきますが、全面的に御市の教育行政を支持する立場であることを表明しておきたいと思えます。

では、「基本方針1「生きる力」を身につける教育を推進します」から、順番に要旨のみ申し上げます。

「藤井寺市学力向上推進支援事業」では、令和4年度の学力課題を受けて、令和5年度に市としての学力方針「入口の情意から出口の情意」、「アウトプットし、学び合う力」を学力テーマとして示し、各校の目標や取組を明確にされています。そして、年間3回の公開授業・研究討議・実践報告を核とした各校の取組を年間ではなく、学期ごとにPDCAサイクルで検証していることは評価できます。

また、この学力方針を示して取り組まれた成果として、市ホームページに掲載されている令和6年度全国学力・学習状況調査結果概要における児童生徒の「主体的に取り組む態度」、「アウトプットする力」の質問紙項目で、肯定的意見が小中学校ともに上昇していることは評価できます。しかし、中学校の平均正答率については、課題が継続しているので、新たな取組も含めて学校を支援していただきたいと思います。

また、前回市独自の研修体制の構築について触れましたが、令和5年度から指導教諭による公開授業や若手教員研修を実施する等、初任期からミドルリーダー発展期にかけての教員にとって、具体的で分かりやすい研修であり、市としてめざす授業を示すいい機会になると考えます。今後の教員研修については、オンライン研修をうまく導入する等の工夫をしていくことも大切になってきますので、具体的な取組につなげていただきたいと思います。

また、英語教育においては、「聞く」「話す[やり取り]」の領域において、ALTを各中学校区に配置し、小学校中高学年においては、中学校英語の免許状を有する専門性のある教員を英語専科教員として配置するなど評価できます。さらに、令和5年度より英語専科教員に特別免許を付与した元ALTを採用するなど生きた英語を体験する機会を増やしている取組は、保護者や児童からも評価が高かったと聞いており、大阪府下でも稀な取組だと思いますので、さらなる拡充を期待しています。

次に、「基本方針2 心の教育の充実を図ります」についてです。

道徳教育推進連絡会を通じて、定期的に小中学校の担当教員が情報共有するだけでなく、講師を招聘して道徳科の研究授業を実施していることは評価できます。

令和5年1月から、道明寺南小学校をコミュニティスクールのモデル校として、学校と保護者及び地域住民等が、協働して学校運営の改善や児童の健全育成の取組を推進しており、それぞれの立場から「声掛け運動」がスタートしたことは評価で

きます。令和6年度は、具体的な取組の成果と検証を行うことで、今後、新たなモデル校の設置も視野に入れていくことを期待しています。

「基本方針3 人権教育を推進します」についてです。

令和5年度は、日本語指導の加配教員の配置が従来の小学校籍1名の体制から、中学校籍1名を加えることができたと聞いています。今後、藤井寺市でも帰国・渡日児童生徒の数は増加してくることが考えられ、年度途中での転入にも対応できる体制づくりが必要となることから、必要な支援人材の確保と予算確保をお願いします。

「基本方針4 支援教育・障がい児者理解教育の充実を図ります」についてです。

令和5年度は、全小中学校に設置された通級指導教室を順次複数設置にしていると聞いており、学びの場の充実に向けて推進されていることは評価できます。また、支援教育、通級指導教室に関する研修や連絡会を複数回実施したことは、そういったニーズに対応するために必要不可欠と考えます。

就学相談については、専門家の相談体制が確立はしているが、近年、予約が殺到しており、担当指導主事の対応する時間が増加傾向と聞いています。支援教育に関する保護者のニーズは年々高まっており、今後も教育相談件数は増加することが予想できるので、教育相談希望者全員が相談しやすい体制づくりについて努力していただきたいと思います。

今後も、市の取組に加えて、支援教育に対する専門性の高い大学教授等を招いての研修や府教育センターの研修などを通じて、教員同士の情報共有等を実施し、教員の専門性とコミュニケーション力を高めることに努めていただきたいと思います。

「基本方針5 生徒指導の充実を図ります」についてです。

生徒指導上の課題は、近年、原因が複雑化してきており、学校だけで解決できないことが多くなってきています。そうした中、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを含めた学校支援チームは、学校現場が安心して方針を決める上でニーズが高いと聞いていますので、今後も支援事例などを紹介し、学校間の横への広がりにつなげていただきたいと思います。

不登校については、増加傾向が続いており、子どもたちの学校生活への復帰を支援していくだけでなく、一人ひとりの個性を尊重し、社会的自立に向けての「生き方支援」といった観点も必要になってくると考えます。また、藤井寺小学校において、校内教育支援センター「ホットルーム」を設置し、教室に入りにくい児童の居場所や学校へ登校しづらい児童の最初のステップとして有効であったと聞いていますので、拡充も含めて検討していただきたいと思います。

「基本方針6 いじめ防止対策を推進します」についてです。

「いじめ」については、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、各学校で作成しているいじめ防止基本方針に基づく取組がなされているのかを検証し、取組内容を改善しながら学校が組織的に取り組むことが重要であります。また、教員一人ひとりが、いじめはどの学校にも起こりうるという視点と、いじめはどんな理由があろうと許さないという強い信念をもって、日々の指導にあたることが重要だと思います。

その上で「いじめ防止対策」において重要なのは、未然防止・早期発見・早期対応であり、「いじめアンケート」等を毎学期実施して各校で、児童・生徒の学校生活の状況をきめ細かに捉え、「いじめ」に対応しているのは評価できます。ただ、近年

はスマートフォンを使った、SNS上でのいじめが増加傾向にあり、いじめの実態の把握が非常に難しく、市内小中学校におけるいじめの認知件数にばらつきがあるとも聞いております。

道徳教育や人権教育の充実を図り、スクールソーシャルワーカーによる研修やスクールカウンセラーへの相談体制を充実させ、未然防止に取り組むと共に、より丁寧に児童生徒の状況把握を行い、いじめが疑わしい場合も含めて、全教職員が同じレベルで認知できるよう方向を示し、さらなるいじめ防止に取り組んでいただきたいと思います。

「基本方針7 健やかな体の育成を図ります」についてです。

食育は子どもたちの健やかな体を育成する上で、土台となる部分であり、継続して子どもたちの発達段階に応じた指導が行われるべきであると思います。令和6年度の全国学力・学習状況調査において「朝食を毎日食べているか」という質問の回答は、小中学校ともに、令和5年度に比べて大きく減少しています。児童生徒の問題行動の一因に、食事の乱れが関わっている場合があることも指摘されておりますので、栄養教諭や養護教諭と連携し、学校として家庭と連携した食育にさらに取り組むことを期待しています。

「基本方針8 地域との協働による青少年健全育成と放課後児童対策の充実を図ります」についてです。

青少年健全育成事業への取り組みですが、様々な団体と連携の上、様々な事業が展開されていることは非常にうれしく思います。

また、放課後子ども教室推進事業について、企業プログラムを活用するなど子どもたちに多様な活動を提供できているところが、子どもたちに居場所と経験を確保するうえでとてもいいことだと思いました。これからも児童が等しく事業に参加できるよう、しっかりと地域や企業及び学校と協働していただき、事業を継続してほしいと思います。

放課後児童会については、保護者負担金の納付方法の拡充など保護者の利便性向上につながる取組であると評価します。今後も利用者のニーズをしっかりと把握し、事業の充実を図られることを期待しています。

「基本方針9 幼児教育の充実を図ります」についてです。

乳幼児期は、心と身体の発達が非常に目覚ましい時期です。また、生涯にわたる人格形成の基盤となる大切な部分が育つ時期ですので、乳幼児期ならではの発達の特徴をよく理解して保育を進めていただきたいと思います。

例えば、昨今、人の成長において大切にしたい能力として非認知能力がよく取り上げられます。非認知能力は人が周囲とつながりを持ち、その能力を発揮していくうえでとても重要であり、ちょうど幼稚園の時期にあたる幼児の頃から児童前期あたりがその敏感期だと言われています。市立幼稚園の取組にある子どもの主体性を大切にしたい保育の方向性は、こうした子どもの心の育ちに非常に重要だと考えますので、本市の子ども達の0歳から15歳までをより良くつないでいく一助として、こうした子ども観、保育観は積極的に発信していただきたいと思います。

「基本方針10 安心・安全な学校園づくりを推進します」についてです。

令和5年度は、行動範囲が広がる小学校4年生対象に羽曳野警察署による自転車をテーマに交通安全教室を開催できたことは評価できます。また、10年以上にわたる事業実施の中で、320人のジュニア防災リーダーを育成できたことは大いに

評価できます。今後は、授業の中で行う防災教育で、すべての子どもに、防災に関する意識を高める機会を持たせるよう努めてもらいたいと思います。

「基本方針11 教育環境の整備を進めます」についてです。

I C T環境の整備について、必要な整備を1つひとつ丁寧に積み重ねておられ、国が提唱するG I G Aスクール構想に対応されています。しかし、タブレット端末の活用が増えるにつれて、修理が多くなっていると伺っています。こういったハード面での不具合は、教職員の取組意識を削ぐことにもつながりかねないので、早急な支援をお願いします。

また、学びの場の多様化が叫ばれる中、不登校児童生徒を含めた個別最適化学習と協働学習を進める「令和の日本型教育」の実現に向け、児童生徒が主体的に学びに取り組んでいくことができるように期待しています。

施設改修等は、予算面ですべてを望ましい形にするのは難しいとは思いますが、今後も計画的に進めていただく必要性を感じました。特にトイレの洋式化・乾式化につきましては世の中には和式トイレが見当たらなくなったことから、早急に改修が必要となっていることを指摘させていただきます。

「基本方針12 教育機会均等の確保に努めます」についてです。

格差社会がますます深刻になっていくと言われていますが、御市での支援については、現状に留まらず、就学支援制度を核とした取組を期待しています。

「基本方針13 市民の生涯にわたる学習を支援します」についてです。

企業との連携講座について、受講者数が大きく伸びており市民の方々が大変興味を持たれていることが見受けられます。新たな企業との取組もされていることから、これからも企業のノウハウを活かした講座の継続及び拡充を是非進めていただきたいと思います。また、自主活動グループの一覧表を作成され、その掲載グループ数が増加傾向にあることは個人の学習機会のきっかけづくりの充実につながることから評価できます。今後もさらなる媒体を通じて伝わりやすい情報発信に努めていかれることを期待しています。

「基本方針14 生涯を通じて読書に親しめる市立図書館をめざします」についてです。

コロナ禍による図書館の利用制限がなくなったことにより、通常の開館に戻り、イベントや行事等も定期的に行われていることを喜ばしく思います。蔵書数については減少がみられますが、市民ニーズに鑑みながら幅広い資料収集に努めていただければと思います。

学校図書館支援においては貸出冊数が増加しており、連携の充実が図られているようです。今後も子ども読書活動の推進の一環として、連携の充実を図られることを期待します。

また、ボランティア団体との協働も活発に行われており、地域を巻き込んだ読書活動として、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

「基本方針15 スポーツの振興とスポーツを通じたコミュニティの活性化に努めます」についてです。

方針に掲げている目的を達成するため、様々なスポーツイベントを実施されたことは評価します。

しかしながら、各イベントにおいて、課題点や今後の方針もありますことから、今後ともこれらを精査・検討していただくとともに、引き続き充実した事業の継続

に努めていただくことを期待します。

「基本方針 16 歴史文化の薫るまちづくりの推進に努めます」についてです。

市内の埋蔵文化財、国史跡及びその他の歴史資産について、保存活用の取り組みを積極的に展開されています。引き続き、着実に事業を進められることを期待します。

また、古市古墳群の世界遺産としての価値を広く伝え、保存活用を図るため、大阪府・堺市・羽曳野市といった関係機関と連携した事業を進められています。今後とも、関係機関との連携を強化し、世界遺産の保存活用を推進することが大切だと思います。

以上、大変雑ばくな意見、また、早口で一方的に申し上げましたが、詳細は、意見書をご参照いただきますようお願いいたします。私からの報告は以上であります。ご清聴ありがとうございました。

○見浪教育長

福本先生、多岐にわたりまして貴重なご意見ありがとうございました。今、福本先生からもありましたけれども、67ページから79ページに学識経験者の意見ということで、今お話しいただいたことについては記載させていただいております。

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

内容に準じているのかどうかわかりませんが、一人一台タブレットが配られているという状況で、8月にも教科書選定がありましたけれども、どの教科書会社さんも動画等を教育の中に取り入れて、理解の深さに繋げていこうというようなところがあるのかなとは思っているのですが、あくまで教科書という紙媒体が今の時点ではメインになっていると考えているので、個人的にはICTの活用というものがどれだけ学びの深さに繋がっているのかということが分かりかねるところがあります。

それよりも、ICTを活用することで、例えば先生の負担が軽減されて精神的により快適になったり身体的にも健康になることで、活力ある先生と子どもたちが学びの場や生活の場で触れ合うことができるという、人と人との関わりみたいなところにおいて、やはり大きな影響があるのではないかなという気がしています。

報告書の中では先生の勤務状態がどのように改善されてきているのかというのはあまりわからない部分かあるのですが、ICTの活用というところについて、理想の姿といいますか、何か先生がお考えになられていることやイメージされていることがあれば、お話を伺えればと思います。よろしく願いいたします。

○福本評価委員

今は2次元コードがいたるところに教科書に配置されていて、それをスマホやタブレットで撮ると動画が始まるという仕組みが広まっているのですが、元々は算数で一番子どもが戸惑う分度器の使い方、こっちから取ればいいのか、こっちから取ればいいのか、はたまた下に分度器をやってきたときにどう角度を取るのかというところが、なかなか子どもはわかりにくいので、そこを動画にしようということが始まりなんです。1ページを使ってもわからないから、コンパスの使い方とか、三角定規で垂直な線を書く方法等を動画に入れ始めたんです。それが今広がって、や

たら動画を埋め込み始めました。これは本来の動画の使い方と少し違うと思っています。

何が違うかというと、我々が最初動画を入れ始めたのは、先生が黒板で説明するよりも、先生が大きな分度器やコンパスで説明するよりも、動画を見たら一発でわかる子はいら、そういう子の助けになればいいと考えられていました。教科書の説明を見てわかる子にはその動画は必要ないんです。つまり、セーフティネットといひますか、選択肢の一つとして動画があればいいというつもりで作られたのですが、今は動画ありきになっていて、教科書の作り方もその動画を見て話し合ひましようとか、そういう動画が中心になってきて、教科書の配置がどうも変わってきひるような傾向が最近はよく見られます。だから今ご質問いただいたことについて、私個人の考えを申し上げるとしたら、ICTも一つ、黒板も一つ、プリントも一つ、教科書も一つ、友達の考えや意見も一つ、いろいろある選択肢の中で、どれを今使ひうと自分にとってわかりやすいのか、定着しやすいのかということを選べる授業作りが、私は一番これから大事だと思っています。それが先程申し上げた個別最適な学習というところだと思ひます。いや、僕はテキストベースで見る方がわかりやすいという子はそれでいい、写真を見た方がわかりやすいという子は写真とテキストを見比べてわかればいいというチョイスの仕方を、これからは子どもにさせていくという教育に変えていったらいいのではと思っています。これが今のご質問についての僕の考えです。だから、先生方はそういう選択肢を提供できる立場で、授業を進めていただけるのが望ましいかなと思っています。もうこれしか選択肢がないという状況は少し違ひうかなと思っています。

○足立委員

漠然と思ひ描ひいていた自分の中でちょっと言語化できないような部分が、今の先生のお話でそういうことを私も考えていたと思えたので、非常にためになりました。ありがとうございました。

○福本評価委員

良かったです。

○見浪教育長

他に何かご質問等ござひいますか。

○富山委員

先生の今のご意見は本当にすごくよくわかりました。最近、専門学校で英語の小テストをさせるときにスマホの Google 翻訳を使ひって書き移してもいいことにしてひいて、ただ理系の単語だと違和感を感じるところもあるだろうからそれを見つけてほしいということで、使えるものは使ひったらしいという方向にも変えていつてゐるんです。私たちもインターネットなどは当然使ひっていますし、使ひうべきだと思いますが、ただ今の子どもたちは考え方などが昔の私たちとは明らかに変わってきひる気がして、一時スマホ脳とかいひう話題もありましたが、こういう ICT について、脳の影ひ響、コミュニケーションの影ひ響、その辺はどうお考えになっているのか教えてくだされい。

○福本評価委員

脳科学者によってもいろいろ言うことが違うので、結論はわからないんだと思うんですけど、自分がどうかと振り返ったら確かにあるなと思うことが多々あります。なにかスマホに書いている事に流されて鵜呑みにして、こうらしいと人に喋っていることは、そこに書いてあったことだといったことは確かにあります。ただこれをどうしていくかということは、子どもはなかなか考えられないと思うので、やはり私たち大人がしっかり考えてあげないといけないと思うことが一つです。それを考えたときに、例えば藤井寺市では、まず基本方針の1の生きる力、基本方針2の心の教育というように随所にそういうチャンスを作っておられると思うので、こういうことだと思うんです。例えば、授業中に何かにネットで検索させた。そして、「どう書いてあったかな？」と聞く。「こう書いていました。」「本当に？」とまず先生が聞けるかだと。親の立場になったら、「お父さんこうらしいよ。」「どこに書いてあるの？」「ネットに。」「本当？」と聞けることが、私は第一歩だと思っているんです。「本当か？」と聞いて、「いやいや、そうじゃないものはないか。もう少し探した方がいいのでは」とか、あるいは「きちんと裏取りしてから言った方がいいのでは」ということを、家族でそこまでは言わないとしても、学校教育といったところでは、やはりその一手間がいるんだろうと思っています。どうしてかというと、ネットとかがなかった時代に私たちは子どもたちに調べ学習をさせたら、そこに「本当か？」は絶対に挟んでいませんでした。本に書いてあることは本当であるという思い込みがあったからかもしれません。でも今の時代それでは十分通用しないということ、やはり一度疑わせるという作業が必要なんだと思います。それを子どものうちからやっておくと、もう1回調べるとか、裏取りするとかということが身に付いてくれるといいなと思っています。

○富山委員

ありがとうございます。ネットではいろんな方のご意見がたくさん書かれているので、裏取りをした方がいいというのは確かにおっしゃる通りですね。誰でも何でも書けるというところでその情報性の確かさをどこまで確認したんですかという話ですよね。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○原委員

基本方針7の「健やかな体の育成を図ります」の部分に関連して、全国学力・学習調査といったような調査では、よく朝食を食べているかいないかという質問が多いですが、朝食だけではなく家庭での朝昼晩の食生活が大切だと思っています。今はいろんな便利なものがあるので簡単に済ませられますし、共働きの家庭も増えてきているので、朝ご飯を食べているだけではなく、一日全体でいうと、例えば昼は学校がある日は給食があって栄養バランスも考えられていると思いますけれども、夜は買ってきたもので済ますことがあると思うんですよね。やはり食べることはすごく大事だと思っていて、食べているものによって心とか体の作りというものがす

ごく影響してくると思うんですね。ですので、毎回こういった調査においては、朝ご飯を食べているかの調査ばかりなので、それだけで朝食を食べている子が増えたから、単純に喜んでいいものかどうかという点については、先生はどう思われますか。

○福本評価委員

おっしゃることはよくわかります。こういう調査で朝ご飯を出すのはどうしてかという、朝ご飯を食べていない子は食べている子に比べて、例えば学力が高いかどうかという相関関係を見たいがためであると思います。そういうことを置いておいても、私は学生に、また小学校の教員をしていた時には子どもたちに、「君の体は何からできているの？」とよく聞くんです。そうすると、理科の好きな学生の子だったら「炭素」とか言いますよね。「そういうことではなくて、君の体は何をもとにしてできているか分かる？」と。そうすると、「食べたものかな」という答えを出してくるので、「そう、君は食べたものでできているんだよ。決して他から入ってきたもので君の体はできてないよ。だから、君の体は君が自分で口に入れたものからしかできていないのだから、自分が何を口に入れるかということはすごく大事だよ」という話をするんです。

だから、そう考えたときに原委員がおっしゃったみたいに、朝昼晩あるいは間食も含めて何を食べているかということに、もっと私たちは子どもの時代から考えさせていかなければいけないなとは思っています。なぜかという、「食」という漢字は「人を良くする」と書きますよね。なので、やはり食が一番人間にとって大事だということをもっともっと子どもたちに私たち大人は言っていかなければいけないし、言っていく一方で、私が勤務していた学校にもいましたが、いろんな事情でご飯を食べられない子どももいます。そのあたりも本市でもいろいろな対策を打っておられるみたいに、私たちが子どもたちをどう育てていくかという視点を持っていないといけないなと思っていますので、例えば藤井寺市独自に調べるといったこともやっていかれてもいいのかなと思います。やはりジャンクフード的なものが、どれだけ子どもたちにとって日常化しているかということも私たちが知っておかないといけないと思いますね。

○原委員

そうですね。キレやすい子が増えているイコール簡易的な食事が増えてきたと言われていることもありますが、やはり関係があるのではないのかなとすごく思うのですけれども。

○福本評価委員

そういうことをおっしゃる科学者もいらっしゃいますよね。だから、そういうことも受け止めていかなければいけないと思います。最近田植えをしない小学校が増えてきて、10年20年ぐらい前までは結構5年生と言えば田植えみたいな感じだったと思うんです。バケツで稲を育てるバケツ苗なんていうこともやっていた時代もあったんですよね。やはりそうやって自分で育てたものを収穫して、その育てたものは有害物質は入っていないはずですが、自分の口に入れて自分の体を作っていくという経験も、やはり今の時代だからこそもう一度見直してもいいのではという

ことも考えています。もし私が校長だったらやってみるなと最近思っていたところ
です。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。

○富山委員

基本方針 16 が私は一番大好きでして、せっかく藤井寺に生まれて歴史もすばらしいのに、専門外のことをお聞きして申し訳ありませんが、先生の立場から見れば、どうすればピラミッドのような観光産業になっていくことができると思いますか。

○福本評価委員

これは専門の部署の方がいらっしゃるの、その方にお聞きしたらいいと思いますが、素人の浅はかな考えを言うと、やはりテレビとのタイアップかなと思います。夕方の情報番組などとタイアップしたらもう効果てき面で、次の日には駐車場もないし何時間も並ばないといけないしというところが続出なんだそうです。

私の住まいの奈良県でも、めったに人が来ないお寺があったんですけども、それが夕方の情報番組で取り上げられた途端、まあ車、車で大変なことになりました。彼岸花のところなんですけれども、すごいことになりました。やはりテレビとのタイアップ、これが近道ではないかなという考えです。

○見浪教育長

担当部署の方、何かございますか。

○新開文化財保護課長

ありがとうございます。おっしゃっていただいているように、藤井寺市も古市古墳群をはじめとしまして、それ以外にも文化財指定になっていないものでまだ知られていないような歴史資産もたくさん市内にあります。そこで、情報発信を行い、皆様に知っていただいて、その価値をわかっていただいて、その上で藤井寺市に来ていただけるよう、今後とも努力してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○福本評価委員

藤井寺市の皆さまが、みんなSNSで発信したらどうですか。「ハッシュタグ藤井寺市いいところ」みたいな。

○見浪教育長

市のインスタグラムでも結構ハッシュタグを付けて出しているんですけども、なかなかフォロワーは増えないですね。

○福本評価委員

そうですね。夕方の少しの時間だけでも、テレビだとすごい影響があるんですけどね。

○富山委員

でもこうやって基本方針に入っていることが嬉しいんですね。いつかどこかで何か化けるかなと思うので。

○見浪教育長

ありがとうございます。今日ここで決定いただいて、議会に提出することになります。先生のご質問ご意見の部分以外でも、もし全体を通じて質問等があればと思いますが、何かご意見等はございますでしょうか。

○足立委員

報告書全般のことについて、報告書を見ますと、例年その事業が継続しているというようなことはわかるのですが、質が向上しているのかというところは私の中ではなかなか読み取れないことがあります。先生は長らく藤井寺の点検評価に関わっていらっしゃるので、おそらく変遷という部分については存じ上げておられるのではないかと思います。報告書の文面から読み取れない部分といいますか、そういう部分について、もし先生が読み取れるところがあるのであれば教えていただきたいです。毎年、藤井寺の取組はいいですよというようにお褒め頂いていると思うのですが、今年の点検評価に関してはどうかというところを教えていただければと思います。

○福本評価委員

ありがとうございます。では、報告書に書いていないところについて、お話をさせていただきます。

私はここ3年ぐらい、藤井寺中学校に探究的な学習のサポートとして年間1、2回ほど入らせてもらっているんです。先ほど学力向上のこともありましたけれども、この藤井寺中学校の生徒たちの探究的な学習の状況をこの2、3年見せてもらっていると、年々取組が深まってきているなと感じます。

どういうところで感じるかといいますと、まず、生徒たちがやっておられる探究的な学習のテーマが、やはり初めの頃は、「何とかについて」とか「何とかに関する研究」とか、そういうテーマが多かったんですが、特に今年感じたのは、「何々はどうして、こういうふうになるのか」という問いになってきているんですね。問いのかたちでテーマを立てている生徒が結構多くて、そこを見てもまず一つ、子どもたちの探究の目の付け所が焦点化されてきているということがわかります。

その後、全員の発表を見て回ることは無理だったんですが、いくつかの教室で中間発表を見て回ったんですけれども、パワーポイントの作り方が年々上達しているなというところで感心しました。どういうところで感心したかといいますと、大体どこでも中学生や大学生はパワーポイント1枚の画面にいっぱい字を書かれるんです。でも、今年感心したのは、この1枚の画面に例えばグラフ一つとポイントを吹き出しやアニメーションでいくつか入れるみたいな感じのパワーポイントが多くて、何かといいますと、要点を焦点化をしているということがわかりました。それが二つ目です。

三つ目は発表です。発表も、もうこの子たちは学会発表するのと思うくらい、き

ちんとテンプレートに合わせて発表できています。「まず研究の目的を発表します。」
「続いて、方法について説明します。」「今中間発表などでわかっていることはここまでです。この後こういうことをしていきます。」と言えている生徒の数が増えています。圧倒的に今年は増えました。これはやはり藤井寺中学校が学校を挙げてここ3年間くらい取り組まれてきたことが、着実に生徒さんの力になっているということがわかります。

一方、私はもう1校、今年からですけれども道明寺南小学校のサポートにも入らせてもらっています。こちらは授業を見せてもらったり子どもたちの様子を見せてもらったりしているんですが、先ほど申し上げたコミュニティスクールに取り組んでおられます。この成果をこの報告書には直接書けなかったんですけれども、例えば子どもたちを見ていても、私たちは見ず知らずの大人ですが、ある日学校に行くとみんな挨拶してくれます。挨拶してくれることは当たり前だとおっしゃるかわからないですが、なかなか見ず知らずの者には挨拶をしてくれないんです。これは何故ですかと校長先生に聞くと、「先生、よく聞いてくれました。コミュニティスクールなので地域の人たちとの繋がりということは、やはり挨拶からだということで挨拶運動もやっています。」ということでした。なるほど、それを私にもしてくれたわけだと分かったのですが、ベタな変化かもわかりませんが、そういうところ一つとっても現れている。だから、データは報告書に書かれていますけれども、そういう具体的に起こっていることは、藤井寺中学校と道明寺南小学校の事例をもって代えたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○足立委員

先生のお墨付きをもらったみたいで安心しました。ありがとうございました。

○福本評価委員

本当に藤井寺中学校の探究的な学習は、皆様で見に行かれたらどうでしょうか。

○富山委員

この取組は本当にすごいなといつも思っているんです。先生方が努力されてね。でも、ここまで頑張っておられるのに、折れ線グラフで成績の平均が府より低いとか国より低いといったことが出ること、何かマイナスイメージが漂ってしまうことは残念です。ただこの数年は自己肯定感が上がってきているデータもある中で、一番大切なことは自己肯定感だと私は考えていて、先生のご専門から見て、いつか自分はできるんだという気持ちをもっと上げていくには、先生や子どもたちに対して、何が一番必要だと思われますか。

○福本評価委員

私も最近研究を始めたのですが、それは幼児教育のところで、非認知能力だと思っています。ベタに言うと、自分は今の能力が全てではないと思えるということです。まだまだ自分には余力があるし、これから努力次第でいくらでも成長できると思えるということです。これやはりみんなでやっていかないといけないと思います。日本人は特にこれが下手といいますか、逆の考え方になってしまっています。「自分はもう無理。」とか、子どももすぐ言います。ここの克服だと私は思っています。こ

こを一点突破できたら、学力の問題とか非行の問題とか社会問題とかそんなこともかなりうまくいくのではないのかなと思っていて、今いろいろと勉強しているところなんです。また、きちんとこうしたらどうですかと言える状況になったら、ご提案させてもらいます。

○富山委員

以前にある中学校の授業を見させてもらったところ、素晴らしい授業をされておられたのですが、すごい先生がもっと評価されて、もっと他の先生方が懂れて、あのよう授業をしてみたいと思うような環境作りは、どうやったらできると先生は思われますか。

○福本評価委員

国は優秀教員という制度を作っていて、表彰するということをやっているんですけども、そういう制度があるということをみんな知りません。アメリカだと今年の全米ナンバー1と言われる先生は、テレビやいろんなメディアに出ているんですよ。日本もそうすればいいのにと私は思っています。だから、藤井寺市もベストティーチャーというとベストとベストではないみたいになってしまうので、そういう素晴らしい先生方にネットやSNSで授業を公開してもらおうといったこともあっていいのかなと思います。ご検討いただけたらと思います。

○見浪教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第19号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第19号 藤井寺市教育委員会の点検・評価に関する報告書について、決定ということにさせていただきます。

なお、本報告書は12月議会に提出し、公表いたします。本日は、ありがとうございました。

○福本評価委員

本日はどうもありがとうございました。

○見浪教育長

福本評価委員がご退席されます。本日はご多用の中、ご出席を賜りありがとうございました。

○福本評価委員

長時間のご清聴ありがとうございました。失礼いたします。

○見浪教育長

それでは引き続き、会議を継続していきます。

次に、議案第20号 令和7年度小学生すくすくウォッチの参加について、学校教育課長、説明願います。

○岸学校教育課長

議案第20号 令和7年度小学生すくすくウォッチの参加について、説明いたします。資料2をご覧ください。

小学生すくすくウォッチの目的と内容は、実施要領をご覧ください。

すくすくウォッチの目的は、『子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につける』ことと示されています。

問題及びアンケートの実施対象につきましては、小学校第5、第6学年の全児童を対象としております。

実施日につきまして、実施期間は令和7年4月16日（水）から4月24日（木）の間で各学校において期間内に実施日を決め、テスト問題及びアンケートを実施する形になります。こちらは小学校の全国学力・学習状況調査の期間内でもありますので、そちらと合わせる形で実施するという形になっております。なお、令和7年度の全国学力・学習状況調査は令和7年4月17日（木）になっております。

続きまして、問題及びアンケートの内容についてですが、問題については各教科20分となっており、教科横断型の問題は40分となっております。小学校5年生においては、国語、算数、理科、及び教科横断型問題、小学校6年生においては、教科横断型問題のみとなっております。全国学力調査で理科が実施される年度となりますので、6年生は国語、算数、理科は全国学力・学習状況調査の方で実施という形になっております。

教科横断型問題については、特定の教科の枠にとらわれず、複数の文章や資料から情報を読み取ったり、問いに対して判断の根拠や理由を明確にして自身の考えを表現したりする力を問う問題になります。

次に、児童アンケートについてですが、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活に生かす力、好奇心等に関する内容や学習状況、学級や授業等に関する意識アンケートを実施します。先ほど少しお話がありました非認知能力を問うようなアンケート項目も入っております。

次に、教員アンケート調査について、実施対象は小学校5、6年生の学級担任及び当該学年に関わる教員は、全てこのアンケートに参加する形になっております。教員の授業や指導、学校や学級の様子や取組に関する意識調査となります。こちらは、引き続きオンラインによる回答方式で実施します。

各教科及びアンケートの結果の取扱いにつきまして、各教科及びアンケートの結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民の方々に対して説明責任を果たすことが重要である一方、児童などへの影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないようにすることとなっており、各児童が自身の結果を振り返り、今後に生かすことをはじめ、市全体の分析結果については、校長会議

や学力担当者会議などで取り扱い、学力向上目標に生かすなどの取組を進めてまいりたいと思っております。

資料の最後には、今後のスケジュール、当日に向けての流れを参考資料として添付しておりますので、ご覧いただけたらと思います。

以上でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

小学生すくすくウォッチは、大阪府独自のものですよね。全国学力・学習状況調査との何か住み分けといった部分があるのかも気になるところですが、そもそもこちらはテストというべきものなののでしょうか。

○岸学校教育課長

5年生でいいますと、今大阪府として府内の児童の分析をした結果、各教科で課題があると思われる部分にフォーカスを当てた問題に特化していますので、20分というコンパクトな時間で実施するという流れになっておりまして、6年生は先ほど説明させていただいたように全国学力・学習状況調査がありますので同じ教科を2回もしないという形で配慮はしているということになっております。

特徴的な部分としましては、アンケート部分になりまして、テーマがそれぞれ決まっており非認知能力を問うような項目になっております。そして、児童の個別のフィードバックに関しましても、非常にポジティブな形で返ってきますので、家での話題にもなりますし、先生方が違う側面を児童から感じ取れるような中身になっておりますので、児童が結果を受けてすごくショックを受けるといった形にはなっていないかなというふうに思っております。

○足立委員

こちらは、市町村別の結果といった情報は出ているのですか。

○岸学校教育課長

市町村別のデータは出ないです。もちろん大阪府は結果を集約するので、情報を持っていると思いますが、そちらがオープンになるということはないと思われます。

○見浪教育長

こちらは何年から実施しているのですか。

○寺田教育監

令和3年度からになります。

○見浪教育長

まだ始まって3年程なのですね。何かきっかけはあったのでしょうか。

○寺田教育監

子どもたちの学力について、府全体としていろいろ課題がある中、基礎・基本の部分をどう定着させていくのかというところで、どうしても全国学力・学習状況調査では6年生しか分からないので、5年生から見ていくこととなりまして、5年生ということは4年生までにどういう力がついてきているのかというところをしっかりと見ていきたいと思いますという目的になっています。名前もすくすくウォッチとなっているように、子どもたちが結果でどうこうという話ではなくて、こういう良さもありますよね、逆にこういう課題もありますよね、課題があるのならそこを見ていこうという流れになっています。

あともう一つは横断的学習ということで、それぞれ教科の特性はあるのですが、それを総合的に考える力はやはり社会に出た後も必要なものなので、そういうところの力をつけていきたいと思いますというところで、府として独自に考えたということがスタートになっています。

○見浪教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは議案第20号 令和7年度小学生すくすくウォッチの参加について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、議案第20号 令和7年度小学生すくすくウォッチの参加について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第21号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則及び藤井寺市立公民館条例施行規則の一部改正について、生涯学習課長、説明願います。

○杉多生涯学習課長

議案第21号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則及び藤井寺市立公民館条例施行規則の一部改正について、ご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

初めに、藤井寺市生涯学習センター条例施行規則について、ご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。

今回の規則改正において、第2条の開館時間につきまして、現在の生涯学習センターは令和7年4月1日から新たに設置される藤井寺市立にぎわい・まなび交流館の3階および4階の構成資産になることから、1階および2階の区分を削除しようとするものでございます。

次に、第3条の休館日につきましては、年始の休館日を改正しようとするものでございます。第4条の高齢者憩いの場の利用者の項目につきましては、新たに設置されます藤井寺市立にぎわい・まなび交流館1階に新たなスペースが設置されるため、条文ごと削除しようとするものでございます。

そして、改正後の第4条第2号において、生涯学習センターを利用される方の許可申請書の提出期限を実務に合わせまして、「使用日の前日まで」と明文化しようとするものでございます。以降は、第4条の削除に伴う条ずれに伴うものでございます。なお、施行日は令和7年4月1日の予定です。

最後に、藤井寺市立公民館条例施行規則について、同じく新旧対照表にて、ご説明いたします。

第3条、休館日につきまして、年始の休館日を改正しようとするものでございます。こちらにつきましても施行日は令和7年4月1日の予定でございます。

以上をもちまして、誠に簡単ではございますが、議案第21号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則及び藤井寺市立公民館条例施行規則の一部改正についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第21号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則及び藤井寺市立公民館条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

ありがとうございます。それでは、議案第21号 藤井寺市立生涯学習センター条例施行規則及び藤井寺市立公民館条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、議案第22号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則、藤井寺市立テニスコート条例施行規則及び藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課、説明願います。

○曾田スポーツ振興課長代理

議案第22号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則、藤井寺市立テニスコート条例施行規則及び藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、説明いたします。資料4をご覧ください。

今回の改正につきましては、インターネット予約による体育施設申し込みに伴い、現行の条例施行規則と申し込み開始時について齟齬が生じていたことにより、そちらを改正するものでございます。資料につきましては、新旧対照表をご覧ください。

内容といたしましては、インターネット予約において、予約対象が日ごとではなく月ごとの扱いになること、予約申し込み期間で仮申込および本申込というプロセスを経なければならないことがシステム上で定められておりまして、本申込につきましては、各月の15日からという形で設定されております。

そのため、少なくない当選団体が窓口で15日に申し込みをされておりますが、

現行の条例施行規則においては、体育館では使用しようとする日の3ヶ月前の日の翌日から、テニスコート及び市民運動広場に関しましては、使用する日の1ヶ月前の翌日からでないと申し込みができないため、最大で15日間の差異ができますため、条例施行規則に抵触することとなります。

従いまして、この差異を解消するため、インターネット予約システムの変更を行うこととし、改正案の通り、3ヶ月前にあたる日の属する月の1日といたしまして、併せて、屋外施設であるテニスコート及び市民運動広場に関しましても、同様の変更を行おうとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○足立委員

条例や規則になりますので、独特の言い回しになってくるのはよく分かるのですが、申し込みの際にこの文章をもしこのまま載せたら、分かりにくいと感じる方が出てこられる気がするのですが、市民の皆様にお知らせするときには、わかりやすい文面に変えるようなことは考えておられるのですか。

○曾田スポーツ振興課長代理

実際に申し込んでいただく方に対しましては、申し込みや抽選の期間等について、分かりやすい周知や説明を行う予定です。

○足立委員

分かりました。

○見浪教育長

ありがとうございました。他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、議案第22号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則、藤井寺市立テニスコート条例施行規則及び藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、議案第22号 藤井寺市立市民総合体育館条例施行規則、藤井寺市立テニスコート条例施行規則及び藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部改正について、決定ということにさせていただきます。

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任

等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決しておりますので報告させていただきます。

それではまず、報告第20号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○中村教育総務課長

報告第20号 教育委員会の後援名義等使用について、説明させていただきます。資料5をご覧ください。

今回の報告につきましては、令和6年9月分の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料5の表の3件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは報告第20号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいでしょうか。

○委員

「全員挙手」

○見浪教育長

それでは、報告第20号 教育委員会の後援名義等使用について、承認ということにさせていただきます。

つづきまして、その他報告事項 市民マラソン大会について、スポーツ振興課、説明願います。

○曾田スポーツ振興課長代理

その他報告事項 市民マラソン大会について説明いたします。資料6をご覧ください。

今年度も「藤井寺市民マラソン大会」を、令和7年1月19日（日）に開催するべく、現在準備を進めております。

参加者の募集は、令和6年11月1日（金）から30日（土）の期間で、体育館窓口にて直接申し込んでいただきます。

教育委員の皆様におかれましては後日、大会役員への就任依頼等、文書にて正式に通知させていただきますので、なにとぞよろしくお願いいたします。

以上で「市民マラソン大会」についての報告とさせていただきます。

○見浪教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○原委員

申し込みについて、インターネットではできないのでしょうか。

○曾田スポーツ振興課長代理

インターネット申し込みにつきましては、今回参加費として500円を直接いただく形で進めておりますので、インターネット等ではそちらが不可能ですので、今回は直接申し込んでいただくという形のみとさせていただきます。

○見浪教育長

中止の場合は、返金はするのですか。

○曾田スポーツ振興課長代理

返金はしません。

○大山教育部長

資料6の2ページ目の「10. 参加費」にありますように、返金はしませんが、後日参加賞をお渡しさせていただきます。

○原委員

今までは参加費はなかったですね。

○曾田スポーツ振興課長代理

はい、ございませんでした。

○見浪教育長

ありがとうございます。他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。

本日予定しておりました案件は、全て終了しました。全体を通じまして、何かご質問等ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、10月定例教育委員会議を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後5時40分